

## 業務委託の低入札対策に係る技術者専任の取扱方針

1) 島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（以下「低入札対策」という。）第10条第3号の規定に基づく管理（主任）技術者の専任配置（以下「技術者専任」という。）についてはこの取扱方針によるものとする。

2) 対象業務委託を受注した**受託者**は発注者に届け出る技術者専任について、次の各項に関して対応するものとする。

- ①他のいかなる業務も従事させない旨の誓約書を提出すること。（低入札対策様式第4号）
- ②既に従事している業務（管理（主任）技術者だけでなく、担当技術者及び照査技術者となっている業務を含む。）があれば、当該業務の従事からはずすこと。
- ③低入札対策業務委託の履行期間中は毎週の予定表と実績を発注者に提出すると共に、発注者との協議時には必ず同席すること。

3) 対象業務委託を契約した**発注者**は技術者専任について、次の各項に関して対応するものとする。

- ①対象業務委託に関して、県のホームページに業務名、受託者、履行期間、TECRIS登録番号を公表すること。なお、県の内部資料として、掲示板には技術者の氏名も記入した一覧表を掲載すること。
- ②対象業務委託の履行期間が変更になった時及び完了した時にはその旨を速やかに公表すること。
- ③届出のあった技術者が他の業務委託に従事していないかをTECRISで確認すること。
- ④届出のあった技術者の変更は原則認めないこと。
- ⑤新たに契約する業務委託において、届出のあった技術者の重複がないかを確認すること。
- ⑥受託者の履行体制が低入札対策時と同じであるか、毎週提出する予定表と実績に疑義がないか、協議時には届出のあった技術者が同席しているか等を確認すること。

4) 対象業務委託を契約した発注者以外の**他の発注者**は、履行中の業務委託及び新たに契約する業務委託において、届出のあった技術者が重複して業務委託に携わっていないか、掲示板及びTECRISで確認するものとする。

5) 技術者専任に関して、違反が明らかになった場合は、不誠実な行為として指名停止等の措置を行うものとする。

## 技術者専任の取扱方針に関する質疑応答

Q 1. 専任の時に受注者が追加提出する書類には何がありますか？

A 1. ①誓約書、②毎週の予定表及び実績です。

Q 2. 「技術者専任」とはどのような定義ですか？

A 2. ①他の業務委託において、いかなる技術者としても従事しないこと。

②助言等を含めて、他の業務委託に実質的な従事が一切ないこと。

③対象業務委託の現場作業に従事するとき以外は、受託者の会社に出勤していること。

Q 3. 専任が疑われる時とはどのような場合ですか？

A 3. ①他の業務委託において、技術者として届け出たり、履行体制に掲載された場合。

(TECRIS登録の有無は問わない。)

②毎週提出する予定表及び実績により、他の業務委託に従事したことが判明した場合。

③受託者の会社に電話したときに、対象業務委託に係る理由以外で不在の場合。

④対象業務委託の協議時に、正当な理由なくして同席しない場合。

Q 4. 専任が疑われる時はどのように対応しますか？

A 4. 受注者に事実関係を調査し、重複が確認されれば他の業務委託からはずさせると共に、必要なペナルティー等の処置を執ること。